

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く。） 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで
第3種	咽頭結膜熱 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染のおそれなくなるまで